令和６年度第３回船橋市自立支援協議会　会議録

日　　時 ： 令和７年１月 23 日(木)午前 10 時から
場　　所 ： 県合同庁舎　３階　分室会議室１
出　　席 ： 18 人(委員４人の欠席あり)
傍 聴 者 ： ０人

＜議事＞
①船橋市再犯防止推進計画について
②船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について
③地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告
④令和７・８年度船橋市自立支援協議会専門部会の構成について
⑤その他

＜配付資料＞
・資料１　船橋市再犯防止推進計画　概要版
・資料 2-1　障害者虐待対応状況集計表（令和４年度～令和６年度受理分）
・資料 2-2　令和６年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
・資料 3-1　地域生活支援拠点システム運営状況（令和６年 11 月末時点）
・資料 3-2　令和６年度あんしんねっと船橋緊急対応内訳（令和６年 11 月末時点）
・資料４　令和７・８年度　船橋市自立支援協議会　専門部会構成（案）

開会

川端障害福祉課長補佐

「それでは、ただいまから令和 6 年度第 3 回船橋市自立支援協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第 26 条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。本日の出席委員についてでございますが、22 名中 18 名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第 7 条第 2 項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に、傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取扱い基準第 3 条の規定により、傍聴者の定員は 5 名となっております。

なお、本日は、傍聴希望者がおりませんが、千葉県相談支援従事者現任研修の受講者が実地研修として本会議を見学します。それではご入室いただきます。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。資料については事前に送付させていただいております。本日お持ちいただくようご案内いたしましたが、お持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたらお配りいたしますので挙手をお願いいたします。

では配布資料の確認をさせていただきます。まず始めに 1. 次第、2. 席次表、3 委員名簿、4. 資料 1 船橋市再犯防止推進計画 概要版、5. 資料 2-1 障害者虐待対応状況集計表（令和 4 年度～令和 6 年度受理分）、6. 資料 2-2 令和 6 年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧、7. 資料 3-1 地域生活支援拠点システム運営状況（令和 6 年 11 月末時点）、8. 資料 3-2 令和 6 年度あんしんねっと船橋緊急対応内訳（令和 6 年 11 月末時点）、9. 資料 4 令和 7・8 年度船橋市自立支援協議会専門部会構成（案）。

また、本日出席者の変更がございますので、当日資料として席次表を皆様の机の上に置かせていただいております。事前配布のものと差し替えていただければと思います。また、本日障害福祉課長は所用により欠席となります。以上が配布資料となっています。全て揃っておりますでしょうか。

なお、本日の協議会でございますが、会場の都合で 12 時までには終了とさせていただきたいと考えております。議事の円滑な進行について、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事進行を小松会長にお願いしたいと思います。小松会長、よろしくお願いしたいと思います。」

議事①　船橋市再犯防止推進計画について

小松会長
「おはようございます。皆さんあけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。本日は、20 数名、千葉県相談支援従事者現任研修の方が見学されています。かなり議題もございますので、円滑に進めたい思います。ただ、つい最近、日本ではない海の向こうの国で、なかなか多様性を認めない方がトップになってしまって、今後どうなるかということがありますが、DEI ですかね。多様性、均一性、包括性を重んじることは日本の特に船橋で、いわゆる障害福祉を考えた時に必要だと思いますので、皆さんその上で今年もそれをするべく自立支援協議会で協議したいと思いますのでよろしくお願いします。
　それでは議事事項に入ってまいります。最初に、議事①船橋市再犯防止推進計画についてでございます。
　本日は、船橋市再犯防止推進計画を所管する福祉政策課の斎藤課長にお越しいただいております。
　それでは、斎藤課長、よろしくお願いいたします。」

福祉政策課長
「本日は船橋市再犯防止推進計画についてということで、この計画につきましては昨年の 3 月に計画を策定し、令和 6 年度、今年度より令和 8 年度までの 3 か年の計画となっています。
　障害福祉を始め、幅広く福祉分野に関わる内容となっておりますので、この場の貴重なお時間を少々拝借させていただきまして、計画の概要についてご説明申し上げます。
　お手元の資料、資料番号 1 番、船橋市再犯防止推進計画概要版 A3 の横でございますが、こちらをご覧ください。まず、資料の番号と順番が前後いたしますが、初めに左下、2 の再犯防止等を取り巻く状況グラフをご覧ください。
　ここでは上のグラフが千葉県における近年の刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移、下のグラフが刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率を示しております。
　上のグラフでは刑法犯の認知件数が年々減少傾向にある一方で、下のグラフでは検挙者に占める再犯者の割合、再犯者率と言いますが、これが約 5 割ということで、犯罪者の 2 人に 1 人が再犯者であるという状況が示されております。
　この資料では千葉県におけるデータを示しておりますが、全国的にも同じ傾向となっておりまして、国におきましては、再犯者を減少させることが非常に重

要であるという認識のもと、平成 28 年 12 月に再犯の防止等の推進に関する法律を制定し、国及び地方公共団体に対して、再犯の防止等に関する施策に取り組む責務を明らかにするとともに、地方公共団体において地方再犯防止推進計画の策定を努力義務としたところでございます。

それでは資料の左上、1、計画の概要をご覧ください。まず計画の趣旨でございます。

犯罪をした者等の中には安定した仕事がない、住居がない、薬物やアルコール等への依存がある、高齢で身寄りがない、こういった方々がおりまして、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えてございます。

こうした人が再び犯罪をするのを防ぐためには社会に復帰した後、生活の安定が図られるようそれぞれが抱える課題に応じた息の長い支援を国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要であり、その推進のため船橋市再犯防止推進計画を策定したものでございます。

計画の位置づけですが、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画として策定いたしました。

計画の対象者ですが、再犯防止推進法第 2 条第 1 項に規定する犯罪をした者等となってございまして、非行少年も含めて支援対象者としております。

計画の期間については先ほど申し上げましたが、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間としております。

右上の 3、具体的な取り組みをご覧ください。計画に基づきます具体的な取り組みについて、1 から 6 のとおり示しておりますが、就労住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した修学支援の実施、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施、民間協力者の活動の促進、地域による包摂を推進ということで、この 6 つの取り組みを記載しております、これらは国のほうから示された重要課題、こちらに対応をさせていただいております。

また、特に就労住居の確保につきましては犯罪をした人が地域社会に戻ってきた後に安定した生活を送るための欠かせない基盤でございまして、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つと考えられます。

他の取り組みについてももちろんのことですが、犯罪をした人が地域で適切な就労や住居を確保するための取り組みについて、1 つポイントとして今後取り組んでまいりたいと考えております。

最後に資料の右下 4、計画の推進体制をご覧ください。

計画の推進体制についてですが、ここにございますとおり、学識経験者や保護司会等の民間団体、保健医療・福祉の関係団体、地域住民、団体や行政機関等を構成員とする船橋市再犯防止推進ネットワーク。こちらの会議体を設置いたしまして、関係機関の結びつきを強めることで犯罪をした者等が継続的に適切な

支援を受けられる体制の構築を進めることとしております。
　なお、資料では仮称船橋再犯防止推進ネットワークとなっておりますが、昨年の 7 月 1 日に正式にネットワーク会議を設置し、今年度は 2 回の会議を開催いたしました。
当面の目標といたしましては、犯罪をした人が円滑に支援に繋がるよう相談事例や支援フローなどを示したガイドブックを作成して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。市ではネットワーク会議での議論を踏まえまして、犯罪をした人が地域において孤立することがないよう取り組んでいく所存でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。」

小松会長
「ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。」

千日委員
「2 つほどお聞きしたいのですけれども、千葉県では、都道府県に一つずつ、必ず設置する地域生活定着支援センター事業というのがあって、更生施設から出てきた方たちの福祉への繋ぎなどをやっているのですが、船橋は中核都市ということから、その船橋版として捉えていいものか、県の事業から並行はするんでしょう。船橋版なのか。それから 6 年度、昨年からこのネットワークを設置し、ということですが、これは僕もよく分からないですが、今どなたが中心で、民間団体とかですね。というのが、このネットワークの中に参画されているのが。その辺のところだけちょっと教えていただきたいです。」

福祉政策課長
「ご質問ありがとうございます。まず千葉県の定着支援センターと本市の取り組み等の関係者でございますが、都道府県に一つずつあります定着支援センターの事業は、千葉県下、全県に渡るものでございますので、本市としましては、まずその定着支援センター事業ということではなくて、本市として相談窓口等に犯罪をした者等が出所する時点で相談がすぐに持ちかけられるような体制づくりができないかとか。後は、刑務所あるいは少年院等に入っている段階で、もし船橋に帰住したいといようなご要望がある方に対してはいち早く、支援の手が差し伸べられるように、入所中からお会いして面談してというような部分も含めた地域で生活するための安定を図るための道筋を作っていきたいと。このために船橋では何が必要なのかとか、後は団体様の活動にどう結びつけたらいいかなどということをネットワーク会議で話し合うというような体制からまず

は入っていきたいと思っております。
　2番目のご質問のどういったメンバーでというところでございますが、学識経験者としては千葉大の犯罪等に明るい東本愛香先生という方を委員長に置かせていただいて、いわゆる司法関係で保護観察所とか、後は警察もそうですし、刑務所、少年院、少年鑑別所、地方検察庁の方々、あるいは保護司会、更生保護女性会とかですね。協力雇用主会という民間団体様。小中学校長会あるいは市の福祉団体である社会福祉協議会や民生児童委員協議会、あとはハローワーク。こういった方々にメンバーとして加わっていただいて合計30名弱ですが、こういった方々にお集まりいただきまして、先ほど最後に申し上げたガイドブックを作って、入所中にご覧いただくあるいはガイドブックを刑務所や少年院の職員の方が見て、案内をしていただくとかそういったことで、もし船橋にというようなご要望があった場合には、即座に対応できる体制を作りたいと思っています。以上でございます。」

千日委員
「ありがとうございます。県のセンター事業については、法務省と完全に連携を取っているんですね。いずれにしても福祉に繋ぐというと、民間、公立も含めてですけれども、施設というか事業所が対応していくことになります。弁護士さんであったり、法務の関係の方がメンバーに入っておられても、それは現場で受け入れる方たちではないですけども、センター事業は21年ぐらいから始まっていますが、今現在上がってくる方は重犯罪化しています。もう殺人から性犯罪から放火からと。これをどんどん受け入れのところは施設に声がかかるんですけど、これなかなか難しい問題なんですね。ガイドブックというものの作成なので、初めはどの犯罪からなんてことはできませんけれども、ぜひそういうメンバーの中にもサービス提供事業所、こういうものも盛り込んでいっていただければ、少し均衡化した話ができるのかなと思っています。これはお願いでございます。ありがとうございました。」

池田委員
「千日さんがお話ししてくださったことを私も確認しようと思っていました。千葉県の再犯防止推進計画、令和4年の1月に誰もが暮らしやすい千葉県づくりという形で出てきたと思います。
　その計画を見た時、人生において犯罪にはならずとも、一度も過ちを犯したことがない人はいるのでしょうか。
　知らず知らずのうちに犯罪に加担してしまったり、居場所がないがゆえに犯罪に手を染めてしまう人、犯罪に至るまでの経緯はそれぞれ違うと思います。

先ほど専門知識のある方が自己便宜を図るべきだというお話がありましたが、千日さんもおっしゃっていましたとおり、地域で見守るためには、現在携わっている現場の方たちのご意見を加味した計画にしていただかないと、本当に現場に降りてきた時にどのような対応をしたら良いのか、福祉関係は人材がとても少ないので、そこを考慮した計画になって欲しいと思っています。」

清水委員
「ご説明ありがとうございます。事前に私、質問票お渡してあると思いますけども、ご説明いただいた経緯。昨日もネットワーク会議開催して、そこで色々とお話を聞かせていただいています。実情、委員の方は二人からもお話がありましたけども、先ほど定着の話がありました。千葉県は千葉県独自の再犯防止推進アドバイザー事業に当方も各中核地域生活支援センター連協に所属しています。

私どもも委嘱を受けて千葉県に由来のある方が各刑務所、少年院等に入られて、千葉県に帰りたいという意思を示した方に対して、定着センターに乗らない方、一般調整の方ですね、そういう方に対して千葉県へ連絡が入ります。そして、どこの市町村に帰りたい。千葉市であれば基幹センター連絡会にその連絡が入っていく。市川でしたら、くらっちへみたいな形で。船橋の場合は私どもと市の委託であるさーくるが委嘱を受けているので、どちらがその収監されている方の特性に応じて、さーくるに行くのか、障害が強ければふらっと船橋で。そんな形で現在も委嘱を受けて、支援をしています。

今も 1 件、群馬のほうの少年院からの依頼が入っている最中です。そういった形で日々その法的にというか、仕組み上、こういう計画ができて仕組みがなされて、具体的に実行されている。この取り組みは 3 年経ちます。

その中で出口支援ですね。今言っているのは。刑務所、少年院、矯正施設から出てくる方に対しての基準。当然、もう何回も刑務所とか少年院に私は面接に行っているんですけども、問題なのは入口支援だと思っています。これはこの定着ができた頃から入口のほうが大事じゃないかと。

色々聞いていて検察の方と話をすると、出口の比じゃないぐらい、やっぱり入口支援は多い。被疑者、被告人の段階で地域に帰ってくる。そこの支援がなかなか整ってない。今検察も定着も入口支援に少し力を入れるように取り組んでることも存じています。特殊詐欺とか、ここ数年そういった相談とかで証拠不十分で返されちゃう。大体初犯。それも外国人。下手すると高齢者のホワイト案件というのも出てきています。高齢者がスーツを着て、身分証を出すと信じちゃいますよね。若い人より。こういった事実が船橋でもあるんですよね。そういった中でガイドブックを作るということは当然周知する必要がある。

それと同時に、現実そのように被疑者、被告人、もしくは拘留されて出てくる

人たちが常時いるわけですね。年間として私どもそこそこの数対応させていただいてるんです。それに向けて今の段階だと事業所、私どもが受けて地域にどう定着させていくかということを民間と事業者が話し合っていくしかない状況。もしこれが仕組みとしてガイドブックとリンクするのか分かりませんけど、現状として千葉県としては千葉県庁にその話が来て、千葉県庁と中核、私らの連絡会に降りてきてという形で窓口が一本なんです。そうすることによって、どことどこが組み合わせれば良いかみたいなところの集計も取れますし、実質どういうふうにその支援をしていたかという経過も追えます。それがやっぱり計画に対しての評価なので、反映されている内容かなというところは、この 3 年やっていてすごく感じています。

当然報告書なり、実数というのは聞いていますけど、そういった具体的に取り組んでいるものを身近に感じる。要するにさーくるも、包括センターもそうでしょうし、皆さんそれぞれやられているのこと、そういったところを 1 回汲み上げてもらって、どういった窓口に、先ほど課長おっしゃったように、支援者も当事者も分かりやすいものが必要。色々な相談は当事者の方は持ってらっしゃいます。でも、何についてかですけど、まず船橋に帰りたいんだったら相談してと、聞くからという窓口を 1 本化し、これは県の事業 3 年やっていて、それはもうすごく単に千葉県に帰りたいっていう趣旨で話を聞きに行って、じゃあ何が足りないんだ、この人どこが弱いんだ、そういったところのアセスメントを取って、地域に帰ってくる。その原理はやっぱり大事かなって思っています。

ガイドラインと並行しながらなのか、ガイドライン作成後なのか分かりませんけども、実質そういう状況が出ているので、そこのやっぱりスピード感みたいなものをご検討いただけると平場で、千日委員も言いましたけども、事業所にお願いしなきゃいけない。そういった実情を少し議論というか、ワーキングでもなんでも構いません。そんなところで揉んで、ガイドライン等の参考にできるようなものを、仕組みができるとどちらにとってもうまくいくのかなと思っています。長々とすいません。」

福祉政策課長

「ありがとうございます。清水様のご意見もそうですし、昨日も清水様も私たちの委員ですので、ご参加いただいて、色々なご意見を頂戴しております。やはり千葉県の方式というのは分かりやすい部分がありまして、司法関係もそこへまず連絡をすれば、繋がるという形になっていますので、船橋があえて他のやり方というものはないと思っております。ただ市の中で、今そこを専管としているような部署がございませんので、我々の組織内で考えまして、分かりやすい窓口の設定というものを検討していきたいなと思っております。

また、先ほど皆様方からご意見いただきましたように現場の意見ということで色々な形でお話を伺えればというところも合わせて考えたいと思います。ありがとうございました。」

山田委員
「この再犯防止計画、すでに清水さんやずっとふらっと船橋で進めていただいているということは私たちもお話をお聞きしていますので、今新たにネットワークができたという形のところで、よく連携を取って効果的に対応できるようによろしくお願いしたいと思います。
その中で一つ気になりますのは、学校ですけれども、非行少年のところをどう対応して、その地域で受け止めていくかというのは、これからの未来もある子供たちのことですので大変重要だと思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのことも書いてございますが、これらは学校長の決定が必要になって、関わっていくという立場でいらっしゃいますよね。そういうところからも学校が連携して、このネットワークの中に入っていただけるというのは非常に安心ですけれども、また学校だけではなく、その要するに学区、地域にどう定着していくのかというところをよくご理解いただいて、ご本人に対する受け入れをきちんと整えていただきたいなという希望でございます。
それとこのネットワークが令和 6 年から 8 年までの 3 年間とありますが、もちろん 3 年間で終了するものではないと思いますので、その先もまた改善しつつ継続していくものと考えてよろしいですか。以上です。」

福祉政策課長
「ありがとうございます。おっしゃるとおりです。まずは船橋として 3 か年計画を作りましたが、当然、令和 9 年度以降もこの計画続けていかなければなりませんので、次の改定をもうすでに考えております。継続してやっていきたいと思っております。」

小松会長
「ありがとうございます。時間がない中、私から一つだけ質問があります。まず私は精神科医ですので、医療観察法という法律がありまして、重犯化した精神障害者の方が審判を受けて検察を不起訴になって、医療観察法による入院をするんですね。その場合には大体指定された日本の中の国立の病院に入院するんですけどもある一定の期間で退院するんです。退院して医療観察法による通院という形になります。それは医療観察法に基づいて、ある意味強制性があるんですね。それが大体 3 年ぐらい終わるんですよ。3 年終わったらもうそれは終わっち

ゃうんですね。ですから、通常の法に基づいた罪を犯した精神障害者というような形になってしまって、ある意味ではちょっとフリーになってしまう。だから医療観察法というのは、検察の不起訴でいわゆる刑務所の中に入っていない。ですから、このネットワークから外れてしまっているじゃないかなと思います。船橋にも相当いらっしゃっていると思うんですね。なので、医療観察法との関係もネットワークの中で、議論に入れていただければと思います。東本先生がいらっしゃるってことなので分かっていらっしゃると思いますが、そこら辺はよろしくお願いします。

それでは、斎藤課長は次の公務があるとのことで、ここで退出されます。ありがとうございました。」

福祉政策課長
「ありがとうございました。」

議事②　船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について

小松会長
「次に、議事②船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

相談支援係長
「資料 2-1 をご説明します。こちらは、障害者虐待に係る受理及び対応状況について令和 4 年度から令和 6 年 11 月末時点まで整理した表になります。

表の左 1 列の太枠部分、虐待類型小計をご覧ください。こちらは各年度の、障害者虐待の類型ごとの受理件数が記載されております。

続いて、表の右 4 列の太枠部分、終結判断をご覧ください。令和 4 年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 6 件、虐待無しとして終結 0 件、判断しないとして終結 1 件であり、1 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 13 件のうち、虐待有りとして終結 3 件、虐待無しとして終結 6 件、判断しないとして終結 4 件として対応が終結しております。

使用者虐待については、受理件数 3 件のうち、判断しないとして終結 3 件として対応が終結しております。

続いて、令和 5 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 13 件

のうち、終結している案件は、虐待有りとして終結 7 件、虐待無しとして終結 2 件、判断しないとして終結 2 件であり、2 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 28 件のうち、終結している案件は、虐待有りとして終結 10 件、虐待無しとして終結 7 件、判断しないとして終結 11 件として対応が終結しております。

使用者虐待につきましては、受理件数 4 件のうち、終結している案件は、判断しないとして終結 3 件であり、1 件については対応中でございます。

最後に、令和 6 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、終結している案件は、虐待有りとして終結 2 件であり、残り 6 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 16 件のうち、終結している案件は、虐待有りとして終結 4 件虐待無しとして終結 3 件判断しないとして終結 3 件であり、6 件については対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 6 件のうち、終結している案件は判断しないとして終結 1 件であり、5 件について対応中でございます。

対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告して参ります。

受理件数の全体の推移についてですが当年度は 11 月末時点で 30 件の受理件数となっております。

このペースでの通報が続けば、最終的に前年度と同程度の受理件数となる見込みです。

なお、その他、通報者・障害種別・虐待種別等に顕著な傾向は見られないことを申し添えます。

資料 2-1 の説明は以上になります。

続いて、資料 2-2 をご説明します。こちらは、虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和 6 年 11 月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和 6 年度の第 1 回目の会議は 5 月 22 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 8 件、使用者虐待は 3 件でした。

第 2 回目の会議は 8 月 21 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 5 件でした。

第 3 回目の会議は 11 月 20 日に行われており、件数は、養護者虐待が 3 件、施設虐待が 5 件、使用者虐待は 1 件でした。

以上、3 回の会議結果を踏まえての終結等の協議状況について、事務局より協議状況のみご報告いたします。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

それでは、表の合計のところをご覧ください。養護者虐待について、協議案件、累計 11 件のうち、虐待の疑いありとして終結、7 件、虐待の疑いなしとして終結 2 件、虐待の判断に至らず終結 2 件。

施設虐待について、協議案件、累計 18 件のうち、虐待の疑いありとして終結 5 件、虐待の疑いなしとして終結 5 件、虐待の判断に至らず終結 8 件となります。

続いて、使用者虐待について、報告案件累計 4 件のうち、虐待の判断に至らず県に報告として終結 4 件となります。資料 2-2 についての説明は以上となります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。特にないようですね。令和 6 年度も終わりですので、この形ということですね。特にないのでしたら、次に進みたいと思います。」

議事③　地域生活支援拠点システムの運営状況について

小松会長

「次に、議事③地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告でございます。事務局から報告をお願いいたします。」

相談支援係長

「地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料 3-1 をご覧ください。なお、本資料は令和 6 年 11 月末時点のデータとなっております。

まず、1、緊急受け入れ対応状況についてです。緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件につきましては、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設等を調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議、調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。今年度は 13 件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害 2 件、知的障害 5 件、身体・知的重複 2 件、精神・知的重複 1 件、身体・精神重複 3 件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料 3-2 をご覧ください。緊急対応状況の詳細を記録した表となります。拠点コーディネーターは、短期入所施設やグループホームといった社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け

入れの対応を行っております。
　それでは、資料 3-1 に戻ります。2 の事前登録状況についてです。緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立ております。
　これまでに 423 人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害 64 人、知的障害 265 人、身体障害 21 人、身体・知的重複 53 人、精神・知的重複 11 人、身体・精神重複 7 人、3 障害重複 2 人となっております。こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めてまいります。
　続いて裏面の 3、グループホーム連絡協議会についてです。グループホーム連絡協議会事務局では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、新たなグループホームの立ち上げや運営に関する支援等の相談を受けています。
　今年度は第 2 回グループホーム連絡協議会を 9 月 24 日に開催し、掲載されているのは、その次のページになります。相談支援とグループホームのより良い連携を目指してをテーマに FAS-net との意見交換会を実施し、グループごとに事例を通した意見交換を行いました。
　最後に、4 の地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。
　今年度の第 1 回については前回ご報告済みですが、第 1 回で今年度の検討議事とした体験の機会、場の提供の推進に向けた取り組みについて、年度内の運営委員会を通して検討していく予定となっております。」

小松会長
「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

山田委員
「緊急対応の内訳を見せていただいて、ほとんどの場合、とよとみみらいで受け入れているということ分かりました。ただ、とよとみみらいだけではなく、グループホーム連絡協議会との連携が不可欠だということもよく分かりました。このグループホームの実情や空き状況の情報などについて、支援拠点システムと密に連絡することが必要だということが理解できます。
　資料 3-1 のシステム運営状況報告についてですが、活動内容のところ、4 つ目の事務局担当職員やコーディネーター。このコーディネーターというのは拠点

コーディネーターと考えてよろしいでしょうか。コーディネーターという言葉がたくさん出てくるので。こちらはこの地域生活支援拠点システムを運営する拠点コーディネーターでよろしいですか。」

相談支援係長
「はい。こちらに記載されているコーディネーターは拠点のコーディネーターを指しております。」

山田委員
「ありがとうございます。このコーディネーターのお仕事が非常に大変で、また重要だと思っております。今、動いてらっしゃる方が 1 名のように見受けられるんですけれども、もう一人必要ではないでしょうか。ということを強く感じておりますので、事務局でどのように考えていらっしゃるか、改善していただければという希望がございます。

それからまたもう一つです。グループホーム連絡協議会について、67 事業所中 65 事業所が連絡協議会に参加しているということですが、参加数を見ますと、例えば、令和 6 年度開催状況、6 月 12 日は、参加事業所が 21 で、参加者が 28 名。その次の 9 月 24 日は参加事業所が 22、参加者 31 人ということで全体のグループホームの 3 分の 1 という少し残念な状況というか、参加する事業所を増やす工夫が必要と思いますが、事務局と連絡協議会はいかがでしょうか。」

相談支援係長
「1 つ目のご質問でいただいたコーディネーターの配置の人数ですけれども、当市といたしましては現在 2 名の配置で事業を委託しております。メインでやられている方が 1 名いらっしゃって、おそらくその方を想定して 1 名ということでお話いただいたかと思うんですけれども、実際には活動の中で委託を受けていただいてる大久保学園さんに兼務でもう一人置いていただいています。その 1 人分で色々関わりながら実際にこの事業に当たっていただいているという状況でございます。

2 点目のご質問ですけれども、実際の加入事業者は 65 事業者ある中で、参加されているのがその 3 割ぐらいというお話ですけれど、やはり福祉の現場どこでも一緒かとは思いますが、非常に人材が少ない中で、日中に研修をしている中で参加できる方というのが限られてくるという実情もあったりしまして、そこの部分はなかなか難しいところで現場としても悩んでいるところでございます。その中で大久保学園さんにアイデアを出していただいて、活動内容の最後に記載されているんですけれども、令和 6 年 10 月のグループホーム連絡協議会事業

者向けに、任意のタイミングで受講可能な動画配信型のオンライン研修を導入し、新たにお時間や場所を問わず研修を受けられるようにということで、研修の導入をしていただいていることでございます。」

千日委員
「山田さんありがとうございます。これからもどんどん人を増やせと言ってください。職員の数はある程度いるんですけども受託する条件というものをコーディネーターはなかなか一人でできないのが実情です。
　相談支援専門員と皆さんで連携を取りながらやるしかないというのが今の実情ですけども、市としてはこの拠点システムというのをより強化していくためには、加配していただくのはとても大事だとは思っています。
　参加人数のことについては、今市からもお話がありましたけども、実際のところは、定期的にやらなくてはいけない義務的なものですけど、人材の問題もありますし、運営側の私どももしっかりとした土産を持たすことができてないというのも反省の一つです。集まるけれども、そう毎回お土産はないと。正直なところ。また 65 事業所は全部別法人ではないので、グループで営んでいるところは代表の人が来て持ち帰っているという、そういうのもあるようです。このあたりは 2 期目に入っていますけども、やはり大きな課題です。ぜひ人的な問題も含めて、内容については、また皆さんからもいろいろご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。」

池田委員
「いまだに拠点のことを知らない親御さんもたくさんいると思われます。相談の資料を見ると、事前登録をされていない方がたくさんいらっしゃって、聞き取りにも苦慮されていると思われます。事前登録をしていただけるような働きかけが必要ではないかなと思います。」

相談支援係長
「おそらく拠点についてあまりご存じないではない親御さんというのはセルフプランでやっていらっしゃるような方だと思います。私たちとしてもなるべく皆さんに知っていただきたいということで、パンフレット等を作成し、市内の事業所に送り、ご利用者様にご案内していただけるようにというような取り組みをしてきたところではございますが、まだ周知に課題があるなというのは感じておりますので、今後とも周知については進めてまいりたいと思います。」

小松会長
「よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。」

清水委員
「あんしんねっとの周知については、FAS-net の事務局は私どもなんですけど、この拠点運営委員会の事務局も兼ねています。そこでも周知という話は議題にはなっています。当然市は活動報告書とかチラシとか諸々作成してくれていますけれども、それを FAS-net、ちょうど皆さん来てらっしゃいますけども、計画相談が周知していく役割。この事業、再度理解を深めるために FAS-net で周知しなきゃいけない。そしてそれぞれ事業所に持ち帰っていただいて、あんしんねっと、何かあったら取り組むべきではなくて、何かあった時に計画相談として何をすべきか、その中で特に拠点コーディネーター、総合相談、そういった形でチームプレーで対応というところをしていかないと、船橋市が掲げている面的整備、こちらの進み具合、進捗状況というのは、進まないのかなと思っています。池田委員のご指摘のとおり、事務局をやっている私どもも注視してきたいなと思っております。」

小松会長
「ほかにございますでしょうか。」

山田委員
「グループホームというのは、障害のある人が暮らす場所として、これからますます必要とされていくと思います。それだけに利用者さん一人一人に合わせたきめ細かいサービス、よりよいサービスをしてもらうためにも、外部からのチェックとか、その運営状況の把握ということが必要不可欠だと思います。
　このグループホーム連絡協議会は障害福祉課も参加し、障害福祉課でこうした状況の把握を行うためにもこの協議会に出席していらっしゃると理解してよろしいのでしょうか。グループホームの運営に関しては指導監査課が担当であるということも目にしたことがありまして、障害福祉課がどのように関わり、また会議に出席することだけではなく、状況把握のためにどのように動いていらっしゃるかということを教えていただきたいと思います。それが一点。
　あともう一つ、以前私発言したところですが、他市でグループホーム等支援ワーカーという役目があります。この支援ワーカーが船橋市はいらっしゃらないということで、この支援ワーカーの設置については検討してくださるというお話をその折いただいております。どのようになっておりますか。伺いたいと思います。以上です。」

日髙障害福祉課長補佐
「今ご質問いただきました部分につきましては、グループホームにつきましては、今、市内にも数多く増えてきております。ここでもサービスについてより高い質のサービスを受けていただいて、皆様が安心して暮らせるように来年度からは会議体もスタートしてまいりますけども、その中で色々なご意見、地域の方のご意見だったり、そのサービスを利用されている方のご意見等も多く集まるかと思いますので、そういった中で市も可能な限り対応に努めてまいりたいとは考えております。
　支援ワーカーにつきましては、確かに今申し上げたサービスの質の部分でも、あとはマッチングの部分にも必要であることは本市でも十分に認識はしております。今後、そういった形での体制ができるよう十分検討はしてまいりたいと思います。」

小松会長
「よろしいでしょうか。千日委員お願いします。」

千日委員
「県のグループホーム等支援ワーカーは今現在、県で一人加配が、予算がついたんですけれども、そもそもグループホーム等支援ワーカーの役割、その設立当時の目的は、立ち上げ支援と運営の継続支援という役割が示されていました。今現在、グループホーム等支援ワーカーではその役割が終わっていると認識しています。
　それをまた船橋が作るということですけれども、今問題になっているのは、色々な企業体あるいは法人も含めてグループホームはどんどん立ち上がっています。これはいいことですけども、質のばらつきというものにどのようにメスを入れていくかという人たちがいないわけです。グループホーム等支援ワーカーはその権限は持たされていないです。指導する立場ではないし、そして許認可をした指導監査課は 1 件 1 件監査をすることもまずございません。グループホームはですね。
　このことから船橋のみならず全国的にグループホームの質のばらつきというものが大きくなっていると。株式が悪いわけでもございませんし、社会福祉法人が良いわけでもございません。ただ質のばらつきが非常に起きているということで、数だけはどういうわけか、どんどん増えていて、船橋もゆくゆくは総量規制に入るでしょう。建てたいと思うグループホームが本来建てられなくなる。なぜかというと今あるホームが空きだらけだということ。この調査も何もメスが

入ってないのが実情なんですね。なぜ 5 人のグループホームが 3 人しかいないのか、以前にも申し上げたかもしれません。人が足りないから 3 人しか預かれないのか、あるいは行動障害の人たちが入っているので 5 人を満床にすることができないのかとこういう問題もいろいろ秘めているんです。

なので、行政というのはいつも、僕は文句ばかり言うんですけれども、表上の物は作りますが、そこから一歩踏み込むというものにどうやっても進めないので、市がグループホーム等支援ワーカーを昨年の自立支援協議会でも応援はしますよと言ってはいますけれども、本音のところはあまりうれしい話ではないです。もっとこの人たちが市内のグループホームを巡回し、色々な協議をするという権限みたいなものを、市としても一緒に行くということになるんでしょうけども、このぐらいしていかないと、来ないでくれと言われるホームのほうが多いと思います。あんた何のつもりでうちに来るのということですね。うちはちゃんと運営しているんだと。このことは千葉県でも今とてもやりにくい問題となっているので、参考までの話ですけども、二の舞を踏む必要ないと僕は思っています。

ぜひ実行力のある支援ワーカーシステムというものを作っていただいて、目指すは暮らしやすいホーム、クオリティを高めていく。これがやっぱ一番大事だと誠に思っています。以上です。」

小松会長
「有意義なご意見ありがとうございました。ご意見ということですね。他にはございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に参りたいと思います。」

議事④　令和 7・8 年度船橋市自立支援協議会専門部会の構成について

小松会長
「次に、議事④令和 7・8 年度船橋市自立支援協議会専門部会の構成についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

相談支援係長
「資料 4 をご覧ください。こちらは、令和 7 年度、8 年度の専門部会の構成案を記載した資料でございます。

専門部会につきましては、自立支援協議会の本会委員に準じて、2 年間を任期として、部会員の選任を行っております。

現在の任期は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までとなっておりま

して、来年度の初めに、資料右側、所属名と書いてある欄に記載のある団体に対し、新たに推薦依頼を行います。

推薦依頼を行うにあたり、本会委員の皆様に専門部会の構成についてご承諾をいただいた上で事務を行っているため、事務局にて、令和 7 年度、8 年度の構成案を作成したところでございます。

なお、権利擁護部会につきましては、令和 5 年度第 1 回の部会にて部会の構成について部会員の皆様からご意見をいただきました。その中で、中核機関を部会員に加えるという意見をいただき、所管の地域包括ケア推進課と協議を行いました。

協議を行った結果、中核機関は部会員としては参加しないこととなりましたが、部会の中で取り扱う案件や議題に中核機関としての知見が求められるものがあれば、事務局から地域包括ケア推進課に出席依頼を行う想定でおります。説明は以上でございます。」

小松会長

「はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がございますでしょうか。」

清水委員

「この委員の構成にあたっては、説明があったように団体であったり、協議会だったり、そういったところから推薦が上がってきたというところで専門部会も 19 年度に立ち上げてから進められてきたというところでいたらしいんです。

1 点、就労支援部会でこの構成員についての意見、議案として出された案件が私の中でまだ解決しないまま継続されているというところの理解なんですね。

先ほど言ったように、出てきたこの部会の委員さんについては基本的にその母体である連絡会だったり、協議会だったり、そういったところに持ち帰る、もしくはそこからの意見聴取とか、そういった意味で広く外へ出てきた委員が周知している役割があるという話が部会の中で出されたと思っています。

議事録等にもそのことについての記載でその辺の検討についての結果等については記載がなかったかなと。その結果がどうなったのかってところが分からないまま現状いるので、その部会で話された内容についての結果、今回の構成案なのかというところについて少しご説明いただけるとありがたいと思っております。」

相談支援係長

「就労支援部会、令和 5 年度第 1 回の中でそういったお話が議題として上がっ

ております。他の部会員の皆さんから団体推薦を得ていない部会員さんがいらっしゃることについて、それ以外に疑義がなかったということころがあって、その場では、現在の構成でよいのではないかという終わり方だったと認識をしておりますが、改めてご意見をいただきましたので、今後部会の皆様のご意見を伺いながら、確認をしながら、引き続き検討をしていき、変更にあたっては準備が整い次第、自立支援協議会に諮らせていただければと思いますので、引き続き検討させていただければと思います。」

小松会長
「就労支援の部会の構成についてですよね。他の部会について特にご意見やご質問はございませんでしょうか。」

千日委員
「一つお伺いしたいです。昨年の自立支援協議会の中で、権利擁護の関係で虐待防止の報告があるわけですけども、この委員には事業所というのはオアシスさんがありますけども、今日も実績というか、ここでもやはり施設虐待は非常に多いですね。別にその施設を入れることで責めるものではなく、この権利擁護の中では、団体さんが入っていますけれども、昨年、ぜひ事業所も入れるべきではなかろうかというお諮りをしたと記憶していますけど、この辺はやはりそれが必要なしと、判断されたのか。経緯だけ、一委員の要望は聞かないよと言うならそれで結構ですから、見解だけを教えていただきたいです。」

日髙障害福祉課長補佐
「今委員からお話があったように少数意見等が反映されないという考え方ではございません。今はですね両委員からお話をいただいた内容につきましては、今後もこのままではなければいけないということではありませんので必要なメンバーを部会等で、先ほど相談支援係長からも説明させていただきましたけれども、再度必要なメンバーであったり、その共有された内容を広く広めていく、またそれを吸い上げていくということは、とても重要だと考えております。改めて様々な検討させていただきまして、部会員の意見を聞きながら、また協議会にお示ししたいと考えております。メンバーについてはご意見を伺いたいと思います。」

小松会長
「よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。ほかに意見はないようですので次に進みます。専門部会の 7 年度、8 年度の部会の構成はこちらというこ

とですね。また検討はありますけども進みたいと思います。それでは議事④について終わらせていただきます。」

議事⑤　その他

小松会長
「最後に議事⑤その他についてございますが、ご発言は清水委員からということでよろしいでしょうか。お願いいたします。」

清水委員
「去年、一昨年くらいに重層的支援体制整備事業を船橋で令和 5 年から開始しますというところで一度この会議でその事業説明をお願いしたと思っております。それで、ご説明いただきました。そこで令和 5 年からもう年が明けました。2 年とは言いません。1 年目については新規事業であることから、色々模索の状態かなと思います。2 年目というところでこの重層的支援体制事業について、資料、ホームページからもこれは閲覧できます。相談支援、参加支援、地域づくり支援。全体的にこの事業の 3 つに対して記載があります。相談支援はまた別でお聞きしますけど。参加支援、地域づくり支援についての現状どういったところに、どういった形で、どういった対象者が参加されたり、地域づくりについての取り組みをされたのかというところを令和 7 年度の自立支援協議会の場でご説明いただきたいなというのがあります。特に重要だと思うところは、相談支援。これについても基本的にフロー図に作っていただいております。

船橋市としても、県と同様に、仕組みとしては一次相談という形で、各関係課、庁内の方たち、自立支援機関とか、保健と福祉の総合相談窓口さーくるさんとかそういったところがアセスメントを取るんだろうと思います。そこで問題を挙げて、2 番目の二次相談、多機関協働ですね。そういった流れというところの取り組み内容という図であると理解している。また他市、市原とか松戸とか好事例の話も聞いておりますので、54 市町村の取り組み方が市町村によってばらばらであるということはないと感じています。私どもも年末までの間に 5、6 回の参加数ですかね。これまで 17 回ぐらい会議を重層の多機関協働の二次相談という形で会議をされていると聞いていますし当方も参加もさせていただいています。

先ほど言ったように一次相談の経過が全く分からないまま、二次相談の多機関協働という場で一次相談の役割も担ってしまっている。本当に多くの市役所の課も参加されたり、民間も参加する場になっていますけれども、そこで一からアセスメントだったり、課題提供されてしまうと、それだけで 2 時間になって

しまうんですね。
　できれば、ある程度事前のアセスメントから課題の抽出をしていただいた形で、それで多機関協働、二次に回すというほうが方向性として参加する側は、見やすい、考えやすいというところは、すごく参加していて感じているところです。これはほかの事業者さんとも意見は共通していますけど、何が言いたいかというのは、やはり重層的というのは前回の市議会でも議案として出されて、岩澤部長がお答えになっていますよね。本当に困難な事例としては進まない場合がある。継続的な支援が重要と考える、まさしくそのとおりで、開催された会議その次としての 2、3 回目がなかなかないというか、感覚的にもかなり空いていてしまっているという印象がやっぱり強いです。
　なので、その間何をするのかというところも話し合った上で次の会議を待つというのが、動きやすい形式かなと思うんですけども、まずその市が掲げている包括的相談支援事業の一次相談の機能がどうなっているのか、その上で二次相談に対してという、作られた体制、取り組みの移行の仕方がよく分からないので、できればこの仕組みに則った形で今後体制を、会議体を進めていかれるのかどうかというところを今日はご質問という形でさせていただいて、また具体的にお時間をいただければご説明いたさせていただきますので、次年度どこかでご報告いただきたいというところで、今日は終えさせていただきます。」

小松会長
「はい、ご意見よろしいでしょうか。ご意見ということでよろしいでしょうか。」

清水委員
「ご検討いただきたいです。」

日髙障害福祉課長補佐
「今、清水委員からお話があった内容につきましては、所管にお伝えしまして、来年、状況をご報告させていただいたり、具体的なお話を伺うような機会を設けるようなお話も既にさせていただいてもおりますので、そういう機会は設けさせていただきたいと思います。」

山田委員
「ご報告なんですけれども、先の 1 月 17 日に船橋障がい者地域福祉連絡会という団体で佐藤彰一さんを講師にお迎えして虐待防止研修を行いました。そのご報告をしたいと思います。
　障害福祉課のご協力で 60 名を超える方の参加がありまして、そして川端課長

補佐にご挨拶をいただいて、それから課からも 3 人が出席してくださって、大変良い研修ができました。本当にありがとうございました。

研修では私たちは権利擁護の基本を学びました。権利擁護、意思決定支援と言ってもいいけれども、障害のある人、本人が困ったことを思っていたり、あるいは希望を持っていたり。でもそういうことが、非常に伝えにくい場合が多い。それを周りの私たちがいかにそれを受け止めて理解して、そして解決や支援に向けて共に取り組んでいくかということが権利擁護の中で非常に、基本的に、重要なことであるという話を伺いました。

どんなに障害が重くても、ご本人の希望があり、意思があり、困っていれば困ったことがあると。それを私たちはどれだけ理解できるかという、周囲の家族や支援者がむしろ試されているんだというお話が非常に心に残りました。

私自身は家族であり、また支援者でもあるわけですが、本人に良かれと思って、その意思を押し付けてしまうことがあります。これではいけないんだなということを反省いたしました。皆さんにこのような学びをしましたのでぜひご報告して共有できればと思いました。ありがとうございました。」

小松会長
「はい、ありがとうございました。」

千日委員
「一つ、これは皆さんに問題提起というか、とても難しい問題ですけども、千葉県では児童施設というのは、入所はここ何年もできておりませんでした。やっと船橋に来年の 4 月から児童入所はできるわけですけれども、児童は足りない状況ですね。また、ほとんどが対象者は措置になるぐらい家庭との関係性が非常に遠くなっている方が多い。その方が入所するわけですけれど、学区の問題です。今回船橋市で児童の入所を建てる法人なんですが、児童、かなり不安な方たちを預かるようです。船橋の端っこに位置してすぐ八千代と市境です。歩いて 5 分ぐらいに八千代の県立の支援学校があるんですけど、そこに通えないんです。

そして遠方で、船橋は人口が多いので、高等部は金堀、小学部中学部が高根というところに分かれていて、その送迎の問題についても船橋さんも予算をとっていくんでしょうけれども、僕は県の施策推進協議会でもこの問題を提起はしました。

こども家庭庁ができて、子供の今後の教育とか、生活というものをどのように担保していくかという問題は掲げられているけれども、どうしても教育委員会と障害福祉というものはなかなか相容れないものがあるのかもしれません。非常に大きい問題ですが、何がこの地域生活の推進なのかというのが非常に疑問

に思っています。移動とかその時間繰りをとても苦手とする子供たちが目に見えるところに学校があるけども、そこに行くことはできない。このあたりは船橋市の責任としていくのか、縦割りという問題は分かりませんし、障害福祉課は何度も交渉されていると思うので、お困りかもしれませんけれども、これそうだよねと全国的に学区があって問題があるよねと言っているもう時代ではないはずです。今日学校の先生もいらっしゃるので非常に失礼な言い方をしているのかもしれませんが、この辺のことは僕たち福祉の世界では理解ができないですね。

ぜひ今回のことをどうしようとかというものではないですけども、県にもお話をしてお願いをしました。今後こういうケースがどんどん出てくるでしょうし、こういう問題というのをどのようにどこから切り崩していくのか。中核となっている県とはまた違う動きができる船橋市として子供の教育、こういうものについては、大きく課題として取り上げていただきたい。

また一つ、県内 12 県域に児童相談所がありますけれども、私たちの法人にもかなり遠方からも一時預かりが満床なので預かってくれというケースが増えてきました。低年齢化しています。いわゆる高等部や中等部の方も時々あるんですけれど、長期化すると学校教育が止まるんですね。大久保学園に来ても支援学校に行けないんです。親から虐待を受けてシェルター代わりに施設に入り、怪我をしてきている、お金も持っていない。お金は 1 ヶ月経つと行政から何かの補助が来る。そういう子供が学校までも失うというこういう問題というのは我々どのように対応していくのか。学校の先生がいませんよとか、その生徒が一時的に 1 ヶ月増えると教員増やさないといけないという問題は承知していますけれども、私たちはこれからの子供の対応というものを本当にこういうものでずっとだらだらと進めていくのかという、そういう気持ちがございます。

大人も高齢者も大事ですけれども、どんどん子供は都市部にも入って今、発達障害を持つ方たちの数が増えている。現場は、僕たちはとても悩んでいる。ぜひ学区の問題とか、あるいは教育の継続という問題。これは本当に終わりのない子供たちだよなと思わざるを得ないので、愚痴ですけど問題提起としてぜひ継続した形でいろんな関係各課と福祉課の皆さんが中心になって切り崩す、そのようなお力添えいただきたいと思います。以上でございます。」

佐藤委員

「今の千日さんから出たお話ですけど、先日県の育成会ではその話が出ました。私は親の目線として考えたいのは、ルールやそういう学区という決まり事があるのは重々承知していますけれども、本来誰のための教育なのか、誰のための環境なのか。先ほど山田さんからも出ていましたけど、意思決定って何なんですか。子供はどうしたいんですか。やっぱり誰を一番大事にして考えなければいけな

いかというところをそのルールや決まりにはめ込むのではなくて、もう少し一歩進んで考えていただきたいなと感じているところです。よろしくお願いします。」

小松会長
「他にご意見、せっかくですので何かございますでしょうか。
　それでは以上で、本日の議事事項を終わります。最後に事務局から事務連絡をお願いします。」

川端障害福祉課長補佐
「事務局からのご連絡になります。現在の委員の皆様の任期は、令和 5 年 5 月から令和 7 年 4 月末までとなっております。任期中の自立支援協議会の開催は今回が最後となります。皆様、ありがとうございました。
　委員の改選につきましては、現委員の皆様に意向調査を行ってから、各所属団体に推薦依頼を行わせていただきます。
　次回の自立支援協議会は、新たな委員での開催となり、5 月頃を予定しております。
　ふらっと船橋の運営について、第 5 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会などについてご報告する予定です。詳しい開催日時、議題については、今後検討し、決まりましたら皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。
　それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。」